



宮 崎 県 公 報

平成23年2月24日(木曜日) 第 2262 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○生活保護法に基づく施術者の指定…………… (国保・援護課) 1	頁
○指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 1	
○指定居宅介護支援事業者の指定…………… (“) 2	
○指定介護予防サービス事業者の指定…………… (“) 2	
○指定居宅サービス事業の廃止…………… (“) 2	
○指定居宅介護支援事業の廃止…………… (“) 3	
○指定介護療養型医療施設の指定の辞退…………… (“) 3	
○指定介護予防サービス事業の廃止…………… (“) 3	
○宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する 指導要綱の一部を改正する告示…………… (循環社会推進課) 4	
○民有林の保安林の指定予定 (4 件) …………… (自然環境課) 4	
○保安林の指定の解除予定の通知…………… (“) 5	
○公有水面埋立ての竣功認可…………… (漁港漁場整備課) 5	
○道路の区域の決定…………… (道路保全課) 5	

○道路の区域の変更 (2 件) …………… (道路保全課) 6	
○道路の供用の開始 (3 件) …………… (“) 6	
○車両制限令第3条第1項第2号イに定める道路 の指定…………… (“) 7	
○車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の 指定及び同令第10条第1項に定める通行方法… (“) 7	
○都市計画事業の変更の認可…………… (都市計画課) 7	

公 告

○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市 町村の意見 (2 件) …………… (商業支援課) 7	
○県営土地改良事業に係る換地処分…………… (農村整備課) 8	
○都市計画の案の縦覧 (16件) …………… (都市計画課) 8	

公安委員会公告

○警備員等の検定の実施について…………… 11	
選挙管理委員会告示	
○政見放送の回数を定める告示の一部を改正する 告示…………… 11	

告 示

宮崎県告示第 114号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成23年2月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

氏名及び施術所の名称	所在地	指 定 年月日
菅 原 八重美 (訪問マッサージ楽らく)	日向市大字日知屋2438-4	平成22年 12月13日

宮崎県告示第 115号

介護保険法 (平成9年法律第 123号) 第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成23年2月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4570105538	いしづえ訪問介護事業所	宮崎県宮崎市清水3丁目5-6金丸第5ビル1F-E号	礎工業株式会社	宮崎県宮崎市恒久1239番地4	平成23年1月7日	訪問介護
4572001131	デイサービスはーとふる	宮崎県児湯郡高鍋町高鍋町 598番地3	有限会社ハートフルセンター	宮崎県児湯郡高鍋町高鍋町 598番地3	平成23年1月11日	通所介護
4570400749	心の芽 サポート	宮崎県日南市殿所81番地4	特定非営利活動法人心の芽	宮崎県日南市殿所81番地1	平成23年1月13日	福祉用具貸与
4570400749	心の芽 サポート	宮崎県日南市殿所81番地4	特定非営利活動法人心の芽	宮崎県日南市殿所81番地1	平成23年1月13日	特定福祉用具販売

4570400756	よつば通所介護事業所	宮崎県日南市平野1512番地3	株式会社リリーフ	宮崎県日南市平野1512番地3	平成23年1月13日	通所介護
4570700361	訪問介護 めぐみ	宮崎県串間市崎田4080番地	合同会社エミ	宮崎県串間市崎田4080番地	平成23年1月13日	訪問介護
4570400764	よつば訪問介護事業所	宮崎県日南市平野1512番地3	株式会社リリーフ	宮崎県日南市平野1512番地3	平成23年1月14日	訪問介護

宮崎県告示第 116号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

平成23年2月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業		指定居宅介護支援者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570400731	よつば居宅介護支援事業所	宮崎県日南市平野1512番地3	株式会社リリーフ	宮崎県日南市平野1512番地3	平成23年1月13日	居宅介護支援

宮崎県告示第 117号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成23年2月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570105538	いしずえ訪問介護事業所	宮崎県宮崎市清水3丁目5-6金丸第5ビル1F-E号	礎工業株式会社	宮崎県宮崎市恒久1239番地4	平成23年1月7日	介護予防訪問介護
4572001131	デイサービスはーとふる	宮崎県児湯郡高鍋町高鍋町598番地3	有限会社ハートフルセンター	宮崎県児湯郡高鍋町高鍋町598番地3	平成23年1月11日	介護予防通所介護
4570400749	心の芽 サポート	宮崎県日南市殿所81番地4	特定非営利活動法人心の芽	宮崎県日南市殿所81番地1	平成23年1月13日	介護予防福祉用具貸与
4570400749	心の芽 サポート	宮崎県日南市殿所81番地4	特定非営利活動法人心の芽	宮崎県日南市殿所81番地1	平成23年1月13日	特定介護予防福祉用具販売
4570400756	よつば通所介護事業所	宮崎県日南市平野1512番地3	株式会社リリーフ	宮崎県日南市平野1512番地3	平成23年1月13日	介護予防通所介護
4570700361	訪問介護 めぐみ	宮崎県串間市崎田4080番地	合同会社エミ	宮崎県串間市崎田4080番地	平成23年1月13日	介護予防訪問介護
4570400764	よつば訪問介護事業所	宮崎県日南市平野1512番地3	株式会社リリーフ	宮崎県日南市平野1512番地3	平成23年1月14日	介護予防訪問介護

宮崎県告示第 118号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成23年2月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4571800343	有限会社リースキン中堂菌介護保険指定事業所	宮崎県西諸県郡高 原町西麓 335番地 2	有限会社リースキン中堂菌	宮崎県西諸県郡高 原町西麓 335番地 2	平成23年1月13日	福祉用具貸与
4571800343	有限会社リースキン中堂菌介護保険指定事業所	宮崎県西諸県郡高 原町西麓 335番地 2	有限会社リースキン中堂菌	宮崎県西諸県郡高 原町西麓 335番地 2	平成23年1月13日	特定福祉用具販売
4570300923	プラチナ・訪問介護ステーション延岡店	宮崎県延岡市日の 出町2丁目2-1	株式会社レイクス・トゥエンティワン	千葉県山武郡大網 白里町大網4813番 地5	平成23年1月24日	訪問介護

宮崎県告示第 119号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成23年2月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業所		指定居宅介護支援事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570300915	プラチナ・ケアプランサービス延岡店	宮崎県延岡市日の 出町2丁目2-1	株式会社レイクス・トゥエンティワン	千葉県山武郡大網 白里町大網4813番 地5	平成23年1月24日	居宅介護支援
4571700691	指定居宅介護支援事業所いちいがし	宮崎県都城市山之 口町山之口3439番 地14	特定非営利活動法人いちいがしの里	宮崎県都城市山之 口町山之口3439番 地14	平成23年1月31日	居宅介護支援

宮崎県告示第 120号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次の指定介護療養型医療施設は、その指定を辞退した。

平成23年2月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護療養型医療施設		開設者		辞退年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510117106	医療法人社団こおり産婦人科・内科	宮崎県宮崎市船塚 3-101	医療法人社団こおり産婦人科・内科	宮崎県宮崎市船塚 3-101	平成23年1月31日	介護療養型医療施設

宮崎県告示第 121号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により

、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成23年2月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4571800343	有限会社リースキン中堂菌介護保険指定事業所	宮崎県西諸県郡高 原町西麓 335番地 2	有限会社リースキン中堂菌	宮崎県西諸県郡高 原町西麓 335番地 2	平成23年1月13日	介護予防福祉用具貸与

4571800343	有限会社リースキン中堂菌介護保険指定事業所	宮崎県西諸県郡高 原町西麓 335番地 2	有限会社リースキン中堂菌	宮崎県西諸県郡高 原町西麓 335番地 2	平成23年 1月13日	特定介護予防福祉用具販売
------------	-----------------------	-----------------------------	--------------	-----------------------------	-------------	--------------

宮崎県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱の一部を改正する告示をここに公表する。

平成23年 2月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 122号

宮崎県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱の一部を改正する告示

宮崎県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱（平成 4 年宮崎県告示第1083号の 2）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 排出事業者 自らの事業活動に伴って産業廃棄物を排出する者（法第12条第 3 項に規定する中間処理業者を含む。）をいう。</p> <p>(4)～(11) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 排出事業者 自らの事業活動に伴って産業廃棄物を排出する者（法第12条第 5 項に規定する中間処理業者を含む。）をいう。</p> <p>(4)～(11) [略]</p>

附 則

この告示は、平成23年 4月 1日から施行する。

宮崎県告示第 123号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成23年 2月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代字山ノ尾1602-1、字石原1639
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字山ノ尾1602-1・字石原1639（以上 2 筆について、次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 山字古家5565-1、字古家ノ向エ5691-1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字古家5565-1・字古家ノ向エ5691-1（以上 2 筆について、次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 125号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成23年 2月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字不土野字上灰ノ川内 602-6
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字上灰ノ川内 602-6（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

宮崎県告示第 124号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成23年 2月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ

- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 126号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成23年 2月24日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字下福良字胡麻山1523- 2、1523-11、1525-10
 - 2 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字胡麻山1523- 2・1525-10（以上 2 筆について、次の図に示す部分に限る。）、1523-11
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 127号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成23年 2月24日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 解除予定保安林の所在場所 串間市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 128号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第 1 項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功認可をした。

平成23年 2月24日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 竣功認可年月日及び番号

平成23年 2月16日

シレイ 26750-278

- 2 竣功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名
宮崎県
宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号
宮崎県知事 河野 俊 嗣

3 埋立区域

(1) 位置

日南市油津二丁目 7 番 1、7 番 2、7 番 3 及び 7 番 4 の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち 1 の地点から 5 の地点までを順次結んだ線及び 5 の地点と 1 の地点を結ぶ平成20年の春分の満潮位（D.L.+2.04m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域並びに 10 の地点から 12 の地点までを順次結んだ線、12 の地点と 15 の地点を結ぶ平成20年の春分の満潮位（D.L.+2.04m）における公有水面と陸地との境界線及び 15 の地点と 10 の地点を結ぶ平成20年の春分の満潮位（D.L.+2.04m）における公有水面と内防波堤 2 との境界線により囲まれた区域

(3) 面積

441.80㎡

4 埋立ての免許の年月日及び番号

平成21年 3月12日 シレイ 26750-410

5 関係図書を閲覧することができる市町村名

日南市

別表

地点	地 点 の 位 置	
1 の地点	三等三角点 古奥（北緯31度34分 52.41秒、東経131度24分 31.09秒（以下「基点」という）から 282度08分54秒	429.64mの地点
2 の地点	1 の地点から 166度43分25秒	91.00mの地点
3 の地点	2 の地点から 176度46分35秒	107.16mの地点
4 の地点	3 の地点から 266度47分34秒	41.34mの地点
5 の地点	4 の地点から 357度23分31秒	0.98mの地点
6 の地点	5 の地点から 86度46分34秒	40.24mの地点
7 の地点	6 の地点から 356度48分17秒	104.20mの地点
8 の地点	7 の地点から 352度01分38秒	3.96mの地点
9 の地点	8 の地点から 346度43分22秒	88.80mの地点
10 の地点	15 の地点から 266度53分57秒	1.16mの地点
11 の地点	10 の地点から 356度55分05秒	97.67mの地点
12 の地点	11 の地点から 346度47分52秒	91.15mの地点
13 の地点	12 の地点から 76度26分22秒	0.96mの地点
14 の地点	13 の地点から 166度45分35秒	91.10mの地点
15 の地点	基点から 256度38分27秒	447.84mの地点

宮崎県告示第 129号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

なお、関係図面は、平成23年 2月24日から平成23年 3月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 2月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
351	県道	木脇高 岡線	宮崎市大字 堤内字ホッ タ 7 番 3 地 先から同市 同大字同字 9 番 1 地先 まで	28.7 ~ 30.4	40.3

宮崎県告示第 130号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年 2 月24日から平成23年 3 月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 2 月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
17	県道	南俣宮 崎線	宮崎市大字 吉野字明久 22番 9 地先 から同市大 字堤内字ホ ッタ 5 番 3 地先まで	旧	10.0 ~ 72.1	221.6
				新	12.3 ~ 72.1	

宮崎県告示第 131号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年 2 月24日から平成23年 3 月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 2 月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
102	県道	木場吉 松えび の線	えびの市大 字内堅字野 間口 520番 1 地先から 同市同大字 字水掛 496 番 1 地先ま で	旧	6.5 ~ 14.5	201.5
				新	16.5 ~ 18.5	

宮崎県告示第 132号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年 2 月24日から平成23年 3 月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 2 月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
17	県道	南俣宮 崎線	宮崎市大字 吉野字明久 22番 9 地先 から同市大 字堤内字ホ ッタ 5 番 3 地先まで	平成23年 2 月24日

宮崎県告示第 133号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年 2 月24日から平成23年 3 月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 2 月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
102	県道	木場吉 松えび の線	えびの市大 字内堅字野 間口 520番 1 地先から 同市同大字 字水掛 496 番 1 地先ま で	平成23年 2 月24日

宮崎県告示第 134号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年 2 月24日から平成23年 3 月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 2 月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
351	県道	木脇高	宮崎市大字	平成23年 2 月24日

	岡線	堤内字ホッタ7番3地先から同市同大字同字9番1地先まで	
--	----	-----------------------------	--

宮崎県告示第135号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

平成23年2月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道218号	延岡市北方町曾木字壺丁鐘子2249番1地先から同市舞野町1447番36地先まで
一般国道219号	西都市大字右松字長畑410番1地先から同市大字岡富字九樹園688番6地先まで
県道北方インター線	延岡市北方町南久保山字滝ノ下子4695番1地先から同市同町曾木字壺丁鐘子2249番5地先まで

2 指定する期日

平成23年4月1日

宮崎県告示第136号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成23年2月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道218号	延岡市北方町曾木字壺丁鐘子2249番1地先から同市舞野町1447番36地先まで
県道北方インター線	延岡市北方町南久保山字滝ノ下子4695番1地先から同市同町曾木字壺丁鐘子2249番5地先まで

2 指定する期日

平成23年4月1日

3 通行方法

1に掲げる道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メー

トル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせるとともに、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上(又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上)の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上、走行すること。

宮崎県告示第137号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、平成16年宮崎県告示第526号による高鍋都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年2月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 施行者の名称

高鍋町

2 都市計画事業の種類及び名称

高鍋都市計画下水道事業 高鍋公共下水道

3 事業施工期間

昭和57年2月19日から平成28年3月31日まで

4 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成23年2月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス川原崎店

延岡市川原崎町257 外

2 意見の概要

意見を有しない

3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務

事務所総務商工センター

(2) 期間

平成23年2月24日から平成23年3月24日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成23年2月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス川原崎店
延岡市川原崎町 257 外
- 2 意見の概要
特になし
- 3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成23年2月24日から平成23年3月24日まで

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、浦之名地区2換地区県営土地改良事業（宮崎市、県営経営体育成基盤整備事業）に係る換地処分をした。

平成23年2月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を決定したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成23年2月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画の種類及び名称
田野都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定する土地の区域
田野都市計画区域に係る土地の区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎土木事務所並びに宮崎市都市整備部都市計画課

(2) 期間

平成23年2月24日から平成23年3月10日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を決定したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成23年2月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画の種類及び名称
都城広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定する土地の区域
都城広域都市計画区域に係る土地の区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課及び都城土木事務所並びに都市土木部都市計画課及び三股町都市整備課

(2) 期間

平成23年2月24日から平成23年3月10日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を決定したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成23年2月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画の種類及び名称
高崎都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定する土地の区域
高崎都市計画区域に係る土地の区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課及び都城土木事務所並びに都市土木部都市計画課

(2) 期間

平成23年2月24日から平成23年3月10日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を決定したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成23年2月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画の種類及び名称
日南都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定する土地の区域
日南都市計画区域に係る土地の区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課及び日南土木事務所並びに日南市建設部建設課

(2) 期間

平成23年2月24日から平成23年3月10日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を決定したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成23年2月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画の種類及び名称
南郷都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定する土地の区域
南郷都市計画区域に係る土地の区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県県土整備部都市計画課及び日南土木事務所並びに日南市建設部建設課
 - (2) 期間
平成23年2月24日から平成23年3月10日

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を決定したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成23年2月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画の種類及び名称
小林都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定する土地の区域
小林都市計画区域に係る土地の区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県県土整備部都市計画課及び小林土木事務所並びに小林市土木部建設課
 - (2) 期間
平成23年2月24日から平成23年3月10日

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を決定したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成23年2月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画の種類及び名称
串間都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定する土地の区域
串間都市計画区域に係る土地の区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県県土整備部都市計画課及び串間土木事務所並びに串間市都市建設課
 - (2) 期間
平成23年2月24日から平成23年3月10日

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を決定したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成23年2月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画の種類及び名称
西都都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定する土地の区域
西都都市計画区域に係る土地の区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県県土整備部都市計画課及び西都土木事務所並びに西都市建設課
 - (2) 期間
平成23年2月24日から平成23年3月10日

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を決定したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成23年2月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画の種類及び名称
えびの都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定する土地の区域
えびの都市計画区域に係る土地の区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県県土整備部都市計画課及び小林土木事務所並びにえびの市建設課
 - (2) 期間
平成23年2月24日から平成23年3月10日

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を決定したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成23年2月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画の種類及び名称
高原都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定する土地の区域
高原都市計画区域に係る土地の区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県県土整備部都市計画課及び小林土木事務所並びに高原町建設水道課

(2) 期間

平成23年 2 月24日から平成23年 3 月10日

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を決定したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成23年 2 月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類及び名称

綾都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を決定する土地の区域

綾都市計画区域に係る土地の区域

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課及び高岡土木事務所並びに綾町建設課

(2) 期間

平成23年 2 月24日から平成23年 3 月10日

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を決定したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成23年 2 月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類及び名称

高鍋都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を決定する土地の区域

高鍋都市計画区域に係る土地の区域

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課及び高鍋土木事務所並びに高鍋町建設管理課

(2) 期間

平成23年 2 月24日から平成23年 3 月10日

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を決定したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成23年 2 月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類及び名称

新富都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を決定する土地の区域

新富都市計画区域に係る土地の区域

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課及び高鍋土木事務所並びに新富町都市建設課

(2) 期間

平成23年 2 月24日から平成23年 3 月10日

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を決定したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成23年 2 月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類及び名称

川南都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を決定する土地の区域

川南都市計画区域に係る土地の区域

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課及び高鍋土木事務所並びに川南町建設課

(2) 期間

平成23年 2 月24日から平成23年 3 月10日

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を決定したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成23年 2 月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類及び名称

都農都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を決定する土地の区域

都農都市計画区域に係る土地の区域

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課及び高鍋土木事務所並びに都農町建設課

(2) 期間

平成23年 2 月24日から平成23年 3 月10日

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を決定したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成23年 2 月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類及び名称

高千穂都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

- 2 都市計画を決定する土地の区域
高千穂都市計画区域に係る土地の区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所及び期間
- (1) 場所
宮崎県県土整備部都市計画課及び西臼杵支庁土木課並びに高千穂町建設課
- (2) 期間
平成23年2月24日から平成23年3月10日

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第1号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成23年2月24日

宮崎県公安委員会委員長 佐藤 勇 夫

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
雑踏警備	1 級	平成23年5月28日（土）午前9時から午後5時ころまで

※ 当日の受付は、午前8時30分から午前9時までの間に済ませること。

- 2 実施場所
鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県警察本部
- 3 定員
15人（鹿児島県公安委員会が受付する受検者を含むものとし、受付先着順とする。）
- 4 受検資格
宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの
- (1) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第8条第1号に該当する者
- (2) 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から雑踏警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けているもの
- 5 検定申請手続
- (1) 受付期間
平成23年4月4日（月）から4月15日（金）まで（土、日を除く。）の午前9時から午後5時まで

- (2) 検定申請書等提出先
受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署（郵送による提出は認めない。）
- (3) 提出書類
ア 検定申請書 1通
イ 住所を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）
ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）
エ 写真2枚（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）
オ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状
- 6 手数料
検定申請書を提出する際、13,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。
納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。
- 7 検定の方法等
学科試験及び実技試験により行う。
なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。
また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。
- (1) 学科試験の内容
ア 警備業務に関する基本的な事項
イ 法令に関すること。
ウ 雑踏の整理に関すること。
エ 雑踏業務の管理に関すること。
オ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験の内容
ア 雑踏の整理に関すること。
イ 雑踏業務の管理に関すること。
ウ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 8 その他
- (1) 受検票は、当日検定会場で交付する。
- (2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴を持参すること。雨天時は雨合羽も持参すること。
- (3) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定に関する目的以外には使用しない。
- (4) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第8号

政見放送の回数を定める告示（平成7年宮崎県選挙管理委員会告示第43号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成23年2月24日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

別表第 2

1 テレビジョン放送

一般放送事業者	候補者 1 人当たりの放送回数
株式会社テレビ宮崎	<u>2</u>
株式会社宮崎放送	<u>1</u>

2 ラジオ放送

[略]

別表第 3

1 テレビジョン放送

一般放送事業者	候補者 1 人当たりの放送回数
株式会社テレビ宮崎	<u>1</u>
株式会社宮崎放送	<u>2</u>

2 ラジオ放送

[略]

別表第 2

1 テレビジョン放送

一般放送事業者	候補者 1 人当たりの放送回数
株式会社テレビ宮崎	<u>1</u>
株式会社宮崎放送	<u>2</u>

2 ラジオ放送

[略]

別表第 3

1 テレビジョン放送

一般放送事業者	候補者 1 人当たりの放送回数
株式会社テレビ宮崎	<u>2</u>
株式会社宮崎放送	<u>1</u>

2 ラジオ放送

[略]